

北海道、四国、九州各旅客鉄道株式会社の経営状況等について
の報告書（要旨）

平成28年2月

会計検査院

1 検査の背景

昭和24年に発足した日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）は、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）により、分割して民営化するものとされ、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号。以下「JR会社法」という。）の施行に伴って、62年4月に北海道、東日本、東海、西日本、四国及び九州の地域ごとの旅客鉄道株式会社が発足した。

そして、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社（以下、これら3社を合わせて「JR本州三社」という。）は、JR会社法の一部改正が平成13年12月に施行された後、順次、完全民営化された。しかし、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社（以下、それぞれ「JR北海道」、「JR四国」、「JR九州」といい、これら3社を合わせて「三島会社」という。）は、分割・民営化への移行に伴って、営業損益で赤字が生ずることが見込まれていたため経営安定基金計1兆2781億円が設置され、また、その後も国土交通省及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）による多額の財政支援等が行われ、完全民営化に向けた経営基盤の確立等に取り組んでいる。そして、28年度にはJR九州の株式上場及び完全民営化が見込まれている。

会計検査院は、平成14年度決算検査報告において特定検査対象に関する検査状況として「北海道、四国及び九州各旅客鉄道株式会社の経営状況について」を掲記しているが、その後10年以上が経過し、20年のリーマン・ショックを契機とした景気の後退もあり、三島会社を取り巻く経営環境も変化している。

以上のような状況等を踏まえて、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、三島会社の経営状況について、14年度から26年度までの各社の経営状況や経営安定基金の運用状況等について、財務諸表等の書類によりその内容を分析するとともに、経営状況、設備投資計画、経営安定基金の運用状況等に関する調書の提出を求めてその内容を確認し、また、昭和62年度から平成26年度までの三島会社に対する国土交通省及び機構の財政支援等を対象として、その目的や実施状況等について、説明を聴取するなどして、国土交通本省、機構本社及び三島会社本社において会計実地検査を行った。

2 検査の状況

(1) 三島会社の経営状況等

三島会社は、14年度以降も業務の効率化等に取り組んできているものの、このうち J R 北海道及び J R 四国は、輸送密度の低迷している線区の状況は改善しておらず、鉄道事業で大幅な赤字となっている。このため、両社においては、鉄道事業の損益の改善に向けて、輸送密度が低迷している線区等について、国、地方自治体、利用者等を含む関係機関等と地域の公共交通ネットワークの確保を前提とした望ましい交通の在り方についてさらに検討し、その中で鉄道がどのような役割を果たすべきかなどについて幅広い議論をすることが望まれる。その前提として、輸送密度が低迷している線区等の収益、費用等の経営状況が両社において把握されている必要があるが、両社とも必ずしも線区等の経営状況を対外的に提示できる状況とはなっていなかった。

三島会社の修繕や設備投資についてみると、J R 九州では、関連事業で大幅な利益をあげていることなどから資金的な余裕が生じているが、関連事業の利益が少なく経営安定基金運用収益への依存度が高い J R 北海道及び J R 四国では、景気の後退等の外部的な要因の影響を受けている状況が見受けられた。

子会社等の状況についてみると、J R 北海道は、子会社等の増収等により26年度末の子会社等の剰余金は282億円となっているが、J R 四国は、26年度末の子会社等の剰余金は35億円となっているものの、26年度の子会社等の営業収益は14年度よりも減少している。

(2) 経営安定基金の運用収益の状況

三島会社は、経営安定基金の運用に当たり、リスク管理のためのポートフォリオ等を定めているが、19年度から22年度までの間に、各社とも経営安定基金運用収益が減少したり減損処理による特別損失が発生したりする状況が見受けられた。また、その後の株価等の上昇により、26年度末では、経営安定基金資産の時価評価差額が J R 北海道では1195億円、J R 四国では259億円、J R 九州では672億円となっている。

(3) 財政支援等

三島会社に対しては、国土交通省及び機構からの様々な財政支援等が実施されており、経営安定基金の設置計1兆2781億円のほか、経営安定のための支援措置として機構が経営安定基金の一部を借り受けるなどして9年度から26年度までに支払利子計5666億

円を支払い、設備投資等に係る支援措置として10年度から26年度までに無利子貸付金及び助成金計1547億円を交付している。また、税制特例措置として元年度から26年度までに地方税の軽減計2162億円（試算額）を三島会社は受けている。そして、経営安定基金運用収益が営業損失を補填することなどにより、三島会社の経常損益は黒字となっている年度が多く見受けられた。しかし、各種財政支援等のうち、三島会社における経営安定基金の運用、設備投資のための無利子貸付・助成金交付事業、税制特例措置のそれぞれにおいて、必ずしもその効果が十分に上がっているとはいえないなどの状況も見受けられた。

(4) J R九州の株式上場等

J R九州は28年度の株式上場を目指すこととされ、J R会社法の一部改正法が27年6月に成立した。J R九州は、国土交通省令に基づいて、経営安定基金を振り替えて、借入金の返済等に充てることにより、資金面での余裕が生ずる一方で、より一層の経営の効率化、関連事業の強化等により収益の確保に努めることが課題になる。そして、J R会社法の適用対象から除外されるため、より機動的かつ自主的な経営を行うことが可能となる。また、機構は、資産処分審議会答申を受け、J R九州の株式について、公正かつ簡明な手続きにより効果的に売却することなどが求められている。

3 所見

三島会社には、昭和62年4月の国鉄分割・民営化時に経営安定基金計1兆2781億円が設置され、その後も国土交通省及び機構による多額の財政支援等が行われている。また、三島会社を含む旅客鉄道株式会社については、平成18年度までにJ R本州三社が完全民営化された後、27年6月にJ R会社法の一部が改正され、28年度にはJ R九州の完全民営化が見込まれているが、J R北海道及びJ R四国については完全民営化の見込みは立っていない状況となっている。

については、三島会社並びに国及び機構において、引き続き次の点に留意しながら、完全民営化に向けた経営基盤の確立等に取り組んでいく必要がある。

ア J R北海道及びJ R四国は、鉄道事業の営業損失が多額となっていることから、引き続き経営の効率化に努めるとともに、鉄道事業の損益の改善に向けて、国、地方自治体、利用者等を含む関係機関等と地域の公共交通ネットワークの確保を前提とした

幅広い議論ができるよう、輸送密度が低迷している線区等の経営状況を提示できるように整理しておくこと。また、計画的な修繕や設備投資が行われるよう、経営安定基金運用収益の一部を積み立てたり、経営安定基金資産の時価評価差額や子会社等の剰余金の活用を検討したり、グループ関連事業の経営の健全性を保ちつつ幅広い分野で事業展開を行うなどしたりして、景気の後退等に対応できるような経営基盤を確立すること

イ JR北海道及びJR四国は、経営安定基金の運用に当たり、今後更に自主運用の割合が増加することが見込まれることから、引き続きリスク管理の徹底に努めた上で更に効率的な運用を図ること。また、多額な経営安定基金資産の時価評価差額については、経営安定基金資産として引き続き運用に充てることも考えられるが、景気の動向も踏まえ、修繕や設備投資を計画的に行うための財源とするなど、経営基盤の確立に向けて、経営安定基金資産のより有効な活用を検討すること

ウ JR北海道及びJR四国は、国土交通省及び機構からの財政支援等の効果がより発揮されるように努めること。また、国土交通省及び機構は、JR北海道及びJR四国への財政支援等に当たり、その効果がより発揮されるよう、引き続き財政支援等の制度設計並びにJR北海道及びJR四国の指導・監督を行うこと

エ JR九州は、経営安定基金が、経営環境が厳しいJR九州の鉄道ネットワークの維持・向上を図るための収益調整措置として設置されたという経緯と趣旨を踏まえ、国土交通省令に基づいて、経営安定基金の鉄道資産等への振替を確実に行うこと。そして、完全民営化以降は、機動的に動けるようになることから、純民間会社としての責任のもと事業の効率性を高めるなどして収益力を上げ、経営基盤をより一層強化するよう努めること。また、機構は、JR九州の株式について、審議会答申に沿って、株式市場の状況、経済の動向等にも留意しつつ適切に処分すること

会計検査院としては、JR北海道及びJR四国の経営、両社に対する財政支援等、また、JR九州の株式売却の手續、経営安定基金の振替等について、引き続き注視していくこととする。